

↳ 自社株買取特例

Q : 相続税の納税資金を手当てするのに自社株を会社買い取ってもらうと特例が適用されるとのことですが、どのような内容なのか。

A : 一定の株式の譲渡については、所得税の負担が軽くなるような措置がとられています。

【解説】

おたずねの特例は、昨年度の税制改正で創設されたもので、自社株買取特例などと呼ばれているものです。

自社株買取特例は、①非上場会社の株式を、②相続または遺贈により取得し、③相続税の申告期限の翌日から3年以内に、④その発行会社に譲渡した場合に次のような取り扱いがされ、税負担が軽減されるようになっています。

- イ. 譲渡益に対しては、通常、みなし配当課税がされますが、この場合には譲渡所得課税となります。
- ロ. 税率は通常26%(国税20%、地方税6%)ですが、この場合には20%(国税15%、地方税5%)とされます。
- ハ. 相続税の一部を取得費に加算できる、取得費加算の適用が受けられます。

(注1)この取り扱いが受けられるのは、非上場会社の株式だけです。有限会社や合資、合名会社の出資持分は対象となりません。

(注2)相続又は遺贈によって取得した株式に限られますので、相続人等が相続開始前から保有していた株式は対象になりません。

